



控除 申請で所得税などが控除に 高齢者(65歳以上の)障害者控除対象者認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていない人でも、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象となる場合があります。認定された人には障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します。

▼対象 平成20年12月31日現在(平成20年中に死亡した人は死亡時)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定(要介護1以上)を受けているか、介護認定を受けていなくても6ヵ月以上臥床し、寝たきりの状態にあることが証明できる人で、**町の障害者控除認定基準に該当する人** ※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。



▼交付申請 役場健康福祉課にある用紙で申請してください。

※認定書は、所得税の確定申告のときに障害者控除を受けるための資料です。申告のときに必ず持参してください。

※障害者手帳・療育手帳などを持っている人は、その手帳で障害者控除を受けることができます。認定書の交付を受ける必要はありません。

▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎54・3111 (内線151)

・ 入札経過・結果の情報 ・

入札日 平成20年12月25日

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格(税抜き)	落札金額(税抜き)	落札率	落札業者	主管課等
73	平成20年度 配水管布設工事等に伴う舗装本復旧工事	吉岡町全域	10社	17,600,000円	17,000,000円	96.6%	(株)飯塚組	上下水道課
74	平成20年度 汚水処理施設整備交付金事業(吉岡町流域関連公共下水道) 枝線国庫第1工区工事	吉岡町大字南下地内	10社	18,770,000円	17,600,000円	93.8%	勝野建設(株)	上下水道課
75	平成20年度 汚水処理施設整備交付金事業(吉岡町流域関連公共下水道) 枝線国庫第2工区工事	吉岡町大字大久保地内	10社	9,550,000円	9,200,000円	96.3%	(株)飯塚組	上下水道課
76	平成20年度 汚水処理施設整備交付金事業(吉岡町流域関連公共下水道) 枝線国庫第3工区工事	吉岡町大字大久保地内	10社	13,840,000円	13,500,000円	97.5%	坂東建設(有)	上下水道課

今月の納税

国民健康保険税・・・11期
介護保険料・・・11期
後期高齢保険料・・・8期

納期限 3月2日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます

渋川県税事務所 日曜窓口・夜間窓口のお知らせ

渋川県税事務所では、次のとおり日曜窓口・夜間(延長)窓口を開きます。納税や納税相談にご活用ください。

- ▶ **日曜窓口** 2月22日(日)
午前8時30分～午後5時30分
- ▶ **夜間窓口** 2月23日(月)～27日(金)午後7時30分まで
- ▶ **問合せ先** 渋川県税事務所(渋川市金井395)
☎22・4050

選任 公平委員

竹内さん、栗田さんが選任されました

公平委員の松前道春さん、大林久雄さんが12月20日に任期満了となり退任しました。これに伴い12月定例議会の同意を得て、12月21日付で竹内憲明さん(大久保)、栗田英夫さん(漆原)が町長から選任されました。

公平委員は、地方公務員法で



▲竹内憲明さん



▲栗田英夫さん

定められ職員の勤務条件に関する措置要求の審査、職員に対する不利益処分に関する不服申立ての審査などを行うもので、任期は4年です。

▼ **問合せ先** 役場総務政策課
政策室
☎54・3111(内線126)

募 集 2月10日～24日受付 介護認定調査員募集

町では、平成21年3月から従事できる介護保険認定調査員を募集します。

▼資格要件

保健師・看護師または介護支援専門員資格者で、かつ普通運転免許証がありパソコン(エクセル)操作が可能な人

▼仕事内容

介護認定調査および記録・ケアプラン点検など

▼勤務時間

午後1時～5時
調査認定件数が多い時期に、土・日曜日、祝日を除く月に数回程度(不定期)

▼雇用契約期間

1年間

▼ **賃金** 町臨時職員取扱要綱による

▼ **研修** 事前に研修を受講していただきますが、認定調査の経験がある場合は省略します。

▼ **応募期間** 2月10日(火)～24日(火)

▼ **提出物** ・履歴書
・資格免許(原本)を確認後コピーし返却します。

▼ **提出・問合せ先** 役場健康福祉課福祉室
☎54・3111(内線152)

年 金 口座振替がお得です 国民年金保険料を前納できます

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。

口座振替で1年分(または6カ月分)の保険料を前納すると、納付書を使用して現金で前納する場合よりもさらにお得です。

口座振替で保険料の前納を希望する人は、2月末日までに金融機関または社会保険事務所へお申出ください。

1年分の保険料を口座振替で前納すると、3,690円(予定額)が、6カ月分の保険料を口座振替で前納すると、1,000円(予定額)が、同じ月数の保険料を毎月納めた場合と比べて割引になります。

また、口座振替には「早割(はやわり)」制度があります。これは、口座振替の指定日を納

付期限より1カ月早めることで、1カ月当たりの保険料が50円割引になるお得な制度です。納め忘れの心配もないので、安心確実です。「早割」制度をご希望の人は、金融機関または社会保険事務所へお申出ください。

口座振替による「前納」または「早割」制度をお申出の際には、①預貯金通帳②預貯金通帳届出印③基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・国民年金保険料納付書など)をご持参ください。くわしくは社会保険事務所へお問合せください。

▼ **問合せ先** 渋川社会保険事務所
☎22・1607
役場健康福祉課保険室
☎54・3111(内線156)